

区長報告第二十八号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和四年十月二十八日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和四年十一月二十四日

港区長 武井雅昭

記

令和四年三月十五日議決を得た工事請負契約（港区立北青山高齢者在宅サービスセンター等機械設備改修工事）の契約金額「二億二百八十四万円」を「二億三百九十四万円」に変更する。